

平成29年第3回紀の川市議会定例会 第2日

平成29年 9月 5日（火曜日） 開 議 午前 9時28分
散 会 午後 2時04分

◎議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 坂本康隆
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 堂脇光弘	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	林信良
市長公室長	西川直弘	企画部長	森本浩行
総務部長	金岡哲弘	危機管理部長	中浴哲夫
市民部長	尾上之生	地域振興部長	吉川博造
保健福祉部長	上村敏治	農林商工部長	神徳政幸
建設部長	前田泰宏	会計管理者	浅野徳彦
水道部長	溝上卓史	農業委員会事務局長	中野朋哉
教育長	貴志康弘	教育部長	稲垣幸治
企画部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	榎本守	事務局次長	柏木健司
議事調査課主幹	片山享慈	議事調査課課長補佐	岩本充晃

（開議 午前 9時28分）

○議長（竹村広明君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第3回紀の川市議会定例会、2日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（竹村広明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、通告者のうち、中村議員、石井議員、榎本議員から、わかりやすく質問するため資料配付の許可申請がありましたので、これを許可し、お手元に配付しておきましたから御了承を願います。

それでは、一般質問を行います。

はじめに、3番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の発言許可が出ましたので、通告に従い、健康、福祉の相談問題の取り組みについての質問をします。

近年、国・県・市町村の人口がとまることなく年々少子化に進んでおります。それにより、地域の行事、コミュニティが希薄になって、人と人とのつながりがだんだんなくなって、必要以外会話も少なく、そのかわり気の合う仲間や友達、メールやラインで要件や日常生活の話題に済ませて、限られた一部の人間関係、ママ友といったそういう社会に進んでおります。

一昔前だったら、地域にお嫁さんが嫁いできたら各家庭へ挨拶回りをし、子どもが生まれたら名づけの祝いまんじゅうを各家庭に配り、地域みんなで喜びました。また、老人が亡くなったら、二日間も地域の人が集まり、葬祭も済ませました。こうした冠婚葬祭の地域の祭りやその他のコミュニティが、子どもを含め出会いとつながりの助け合いの交流の行事として続いてきました。ことわざに「遠くの親戚より近くの他人」と言いますが、人づき合いがなくなれば地域の核家族進み、子どもを含め日常生活の問題や悩みの壁に当たったとき、相談相手もなく、精神的に逆上し、子どもや老人の殺人や虐待の事件がほとんど毎日のようにニュースで話題になっております。

平成25年7月に、和歌山市で2歳の子どもが父親の虐待で死亡した事件ですが、約2年間強制保護で入所し、家に連れて帰る認可を受けて自宅で2週間の家族生活を楽しんでいましたが、2週間後に父親の虐待で死亡した事件です。また、紀の川市においても、平

平成27年1月に小学校3年生の子どもが意識不明で病院に運ばれ、そこで初めて2年前からライター等でやけどを負わせたり、無数の虐待の傷で発見され、32歳の母親が逮捕され、今も記憶に残っております。県子どもセンターでは、この事件が以前から通報を受けて、DVの把握をして家庭訪問もしていたが、日常的な虐待、命を落とすところまで抜けなかった。今も悔いが残ります。

国においても、当初児童福祉法が発令され、だんだんといじめや虐待数が年々ふえ、平成23年に「いじめ防止対策推進法」が策定され、県においても平成26年に「いじめ防止基本方針法」が策定されました。

そこで、質問ですが、いろいろと福祉・健康にも幅が広いので、今回、出産・育児、児童・子どもの学校、老人と、三つに分けて質問をさせていただきます。

まず、出産・育児の相談内容ですけれども、紀の川市の少子化が進み、子どもは将来の社会を担う命です。子どもが亡くなれば、紀の川市の将来がなくなるということにもなります。そうした中、周りの人に望まれて、喜ばれて結婚・妊娠・出産について相談は問題は少ないのですが、本市においても数が少数ですが、パートナー不在の望まぬ妊娠、10代の経済的に不安を抱えたままの出産、妊婦自身が病気で妊娠・出産、その他出産・育児についての相談、また幼児の虐待相談も紀の川市において81件と聞いておりますが、その現状と今後の取り組みについて、まず1点を質問します。

引き続いて、子どもと児童ですけれども、我が紀の川市においても都市化、少子化により児童・生徒は幼年期から集団の中でみんなと遊び、そういう経験が減少している。また、インターネットや携帯電話の普及により、対面的な顔を見ながらするようなコミュニケーションもだんだんと希薄になり、メディアを通じたインターネット、ライン、そういったことを好む社会風潮がだんだんと見られております。

これらの要因として、人間関係の摩擦を通じ、社会性を育む機会が減少している。また、円滑な人間関係や友達との信頼関係を結ぶ力の低下、児童・生徒同士の関係の希薄さが見られます。習い事やサークル活動の集団生活に属さない児童・生徒にとっては、学校生活が家庭以外の社会の全てであり、いじめの被害者となった場合に、逃げ場のない状態となる。

そうしたことで学校の不登校ということで、私たち本市においても、平成27年1月に、小・中学校の不登校の現状と相談ですが、和歌山県が平成26年は小学校不登校数は全国ワースト1、全国で1番です。紀の川市でも、5年前から児童数が約550人減少したにもかかわらず、不登校は相変わらず相談がふえて、64人と聞いています。この現状を受けとめ、学校の先生やスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカー等の不登校の問題、相談の取り組みは、また次に、いじめや児童虐待による不登校です。これも勇気が要るので、本人や家族からはなかなか言い出せない相談です。

そうした中、相談を受けた人だけでも94件と聞いていますが、先ほどの質問のように、取り返しのつかない悲惨な事件にならないよう相談の段階で民生委員さんや第三者からの

虐待の通報や相談内容を分析し、今後の取り組みの対応を質問いたします。

三つ目に、年々増加し膨れ上がっていく高齢化社会の多様化、特に家庭に限らず、老人施設などの虐待が年々ふえております。新聞・テレビでもほとんど毎日のように話題になっております。

本市においても、老老介護、独居老人、老人虐待、施設に入りたいが経済的な理由で入所困難、高齢者代保護の答えの難しい困難事例の複雑な相談がますます多くなっています。今後、本市の地域包括センターや地元民生委員、きょうは民生委員の方も傍聴に二人がお見えになっております。民生委員からの相談の問題の対応、非常に難しい問題ですが、今後の対応をお聞きいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、船木議員の健康、福祉における相談理由の問題点と今後の取り組みについて答弁申し上げます。

議員が御質問の支援が必要なリスクの高い妊婦の状況や児童虐待の現状についてですが、現在、紀の川市においても若年妊婦を初めとした支援を必要とする妊婦等は増加傾向にあります。母子保健の担当部署では、妊娠届け出時に面談やアセスメントシートなどを用いて要支援妊婦であるかの判定を行い、要支援と判定されれば、ハイリスク妊婦として区分します。また、そのうち特に妊娠、出産を経て出産後の継続的な支援として子育て支援部署との情報共有の必要がある妊婦については、特定妊婦として区分されます。平成28年度では、407件の妊娠届けがあり、このうち18.4%に当たる75件をハイリスク妊婦として区分しております。また、75件のうち特定妊婦については14件という現状となっております。

このように、妊娠届け出時のアンケートなどにに基づき、妊婦の現状や支援の必要性を把握し、関係部署と支援内容について協議を進めながら妊娠期の対応、出産後の対応について保健師が中心となって必要な支援を実施しているところです。

さらに、今後の取り組みですが、妊娠期からの相談や産後の支援など妊産婦の支援の充実と子育て支援の切れ目のない支援の拠点として、組織的にその機能強化を図っていくために平成30年度中に「子育て世代包括支援センター」を設置し、その仕組みを構築して取り組んでまいります。

次に、児童虐待の現状と今後の取り組みですが、現状については、平成28年度において全国で12万件を超える児童虐待相談があり、和歌山県では1,123件、紀の川市では、児童に関する相談としては130件あり、そのうち94件を児童虐待として受理しています。この94件のうち、8割以上が幼児・小学生という現状でございます。

紀の川市の支援体制ですが、保健師2名、事務職員1名、家庭児童相談員2名を配置し、要支援家庭への訪問などで対応をしております。

また、要保護児童等の適切な支援のために設置された「紀の川市要保護児童支援ネットワーク会議」により、会議構成者や構成機関とともに、要保護児童及びその保護者の実情把握や要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報交換、連携をもって要保護児童の情報を共有し、虐待ケースの検討を行い、各機関係機関連携のもと虐待の対応に当たっております。

さきにも申しましたとおり、虐待を受ける子どもの多くが、幼児、小学生という状況から、このネットワークは、教育関係機関にも御参加いただき、教育部と保健福祉部の実務担当者の連携を密にしています。

また、厚生労働省では、市民の皆様の虐待に対する「気づき」の通報についても、平成27年度から、すぐに児童相談所につながる全国専用ダイヤル「いちはやく」ということで「189番」を設け、早期発見・早期対応に努めているところです。

児童虐待の防止には、県や市町村の関係機関が適切な連携のもとで対応していくことが重要あり、今後も関係機関が一体となって子どもの安全を確保するように取り組んでまいります。

次に、高齢者の虐待を含めた困難事例の相談の現状と地域包括支援センターの対応及び今後の取り組みということについてですが、平成25年から市直営で運営している「紀の川市地域包括支援センター」では、お金の管理や契約などに不安がある高齢者や虐待被害に遭っている高齢者に対して、その人が持つ権利を守る重要な「権利擁護に関する業務」を行っております。

例えば、認知症などが原因で、きちんと自己判断のもと契約ができなかったり、金銭管理に不安があったりする高齢者をサポートする成年後見制度の活用を促進し、安心して高齢者の方が暮らせる制度利用を支援します。

また、虐待被害にある高齢者を守るための早期発見や対応なども権利擁護業務に基づき、地域包括支援センター及び高齢介護課が担っております。また、総合相談支援業務として、高齢者からの相談を幅広く受け付け、高齢者にとって必要なサポートや制度の紹介を行っています。

困難事例相談及び虐待の現状ですが、困難事例対応では、平成28年度で201名となっており、平成26年度から毎年約30名ずつ増加しているような状況でございます。

相談者は、それぞれ地区の民生委員児童委員、担当のケアマネジャー、ヘルパー、関係家族などから、地域包括支援センターへ相談が寄せられます。

また、虐待対応では、平成28年度で19件となっており、80歳代の被害者が約半数となっており、虐待の種別としては、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトなどとなっています。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャーが介護に関して、保健師が医療に関して、社会福祉士が高齢者の権利擁護に関する相談などに関して、それぞれの専門性を発揮し、助言や支援を行っています。

地域における高齢者虐待や権利擁護の相談・通報等は地域包括支援センターが受け、日本司法支援センター「法テラス」及び県の高齢者虐待相談事業に属する弁護士や社会福祉士、さらに警察とも連携することによって、虐待に対する防止や早期の対応もできるようになっています。

今後、在宅介護を受ける高齢者がふえる中で、こうした相談のしやすい機関として「紀の川市地域包括支援センター」を市民の皆様に周知し、積極的に活用していただくことで、その取り組みを充実させてまいります。

以上です。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 船木議員の一般質問のうち、教育委員会の所管する部分につきまして、答弁をさせていただきます。

議員仰せのとおり、紀の川市立小・中学校の不登校児童生徒は、平成28年度実績では64人、児童・生徒数に対する不登校児童生徒数の割合は1.37%で、平成25年度からは横ばいで推移しておりますが、最も少なかった平成24年度の50人、0.96%に比べ、0.41%増加しております。

不登校の主な要因は、小学生の場合、学校の生活リズムに適應できない、家庭環境の不安定さ、遊びや非行、無気力、不安など、中学生では、それに加えて人間関係の構築ができないことや問題行動などが上げられますが、不登校になる要因は個々の状況が大きく異なることから、個別の対応が大変重要になってまいります。

教育委員会では、スクールソーシャルワーカーを含む教育相談員4人を、拠点校を中心に必要な学校に派遣し、また県教育委員会からスクールカウンセラーを全ての中学校と小学校9校に派遣いただき、保護者や学級担任に対する相談や対応方法、児童・生徒への支援に取り組んでいるところでございます。

また、家庭環境や成育歴を含めた支援ができるよう子育て支援課との連携を図り、毎月1回、教育相談員やスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員を交えた情報交換会を実施し、学級担任や学校への支援が特に必要と考えられるときにはケース会議を持ち、管理職、学年主任、学級担任、教育相談部、関係各専門家が加わり、支援方法について協議し指導に当たっております。

さらに、学校や学級といった大きな集団に入れにくい児童・生徒のため、粉河地区と貴志川地区に小さな集団、家庭的な雰囲気の中で落ちついて、一人一人のペースで学習や人間関係づくりを学べるように指導員を配置し、適應指導教室を開設・設置いたしております。そこでは、心理的な安定を得て自信を取り戻していけるように、そして徐々に学校に戻ってきけるような支援に取り組んでおります。

教育委員会といたしましては、不登校児童・生徒が、長期総合計画に定める目標値0.8%以下になるように、今後ともきめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（質問席） 非常に難しい問題でありますけれども、これは何とかクリアしていかなければ、こういう問題がなかなか減らないということです。ただいまの部長の答弁で407件の妊婦のうち、18.4%の75件が支援を必要なハイリスク妊婦であるということを知りました。

やはり、複雑な出産後の支援というのが、これはもう非常に自分から進んでの相談、または家族から、いろいろ複雑な問題もありますけれども、将来に及ぼす影響、また生まれてきた子どもも将来、親になった場合に、そうした問題を起こす割合が多いと聞いています。

そうした中、隣接地の橋本市では、将来の子どもたちが安心して育つまちづくりを目指して、母子手帳配布からでは遅いという保健婦、学校の先生、地域の人たちで命を育む事業を実施している。保護者も交えて、来るべき思春期に向けての生命の大切さを考え、自分も大事に、相手も大事にというそういうきっかけづくりを目標として、思春期教育を実施しておると聞いております。

本市においても、私の時代では、女子だけの根本的な性教育ということで、女性だけが受けた記憶もございますが、こうした親とか学校の先生、保健婦みんなで命の大切さということをや性教育と指針教育とあわせて実施したらどうかと思いますが、本市の取り組みは。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 再質問にお答えします。

関係機関の連携については、議員もおっしゃるように大変重要なことであります。さきに答弁しました子育て世代包括支援の枠組みの中で十分対応していけるように、また今後提供できるサービスの充実とともに、出産前、出産時、出産後、子育て期の各ステージで関連する機関とともに連携を深めてまいります。

また、命を育む授業、思春期教育にということについてですが、学校の保健分野の指導の中に、いかに保健福祉の保健師などがかわれるかということになりますので、がん教育という分野でもそうですが、今後、教育部と協議・連携していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔船木議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、船木孝明の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、8番 中村真紀君の一般質問を許可いたします。

8番 中村真紀君。

まず、保育の子育て支援についての質問を許可いたします。

○8番（中村真紀君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず、保育からの子育て支援について、この質問は1問1答方式で行います。

近年、共働きの子育て世代がふえています。子育て世代の働きに出るには、保育環境を充実させる必要があります。保育環境の充実には、施設や保育士不足などさまざまな問題があります。このような中で、紀の川市内で兄弟で同じ園に通えない、旧町外の園を紹介されるという状況が続いていることを御存じでしょうか。これは、0・1・2歳の低年齢児保育の不足が原因の一つになっています。

そこで、今回は、低年齢児保育の拡充のための質問をさせていただきたいところですが、この低年齢児保育の拡充のためには、本市だけではありませんが、保育士不足の解消を目指す必要があります。保育士の資格を持っているが就労はしていないという潜在保育士といわれる方が多くいることは、厚生労働省の調査でもわかっています。

また、厚生労働省が行った有資格者で保育士としての就業を希望しない求職者に対する意識調査によると、保育士を希望しない理由で最も多いのは、賃金が希望と合わない、47.5%です。また、この答えをした方は、休暇が少ない、休暇がとりにくいを上げる割合が高くなっています。さらに、この意識調査の中には、希望しない理由が解消された場合、保育士を希望するとした方は63.6%と、およそ全体の3分の2に達しています。

紀の川市での保育士不足も同様の部分があると考え、さらに市が実施する保育サービスにおいて公立・民間ともに保育士の待遇改善を図り、より安定した雇用環境の中で保育に当たってもらえるようにすることが喫緊の課題であると考えます。

さらに、低年齢児保育の受け入れについては、待機児童はないとの立場ですが、兄弟で別々の保育所に通わせざるを得ない等の問題があります。また、小規模保育が進みますが、これで十分なのかという疑問があります。

そこで、今回は、子育て支援の中でも保育という面から質問を行います。

一つ目は、保育士の処遇改善の点です。

公立保育所では、現在、正職員の人数と臨時職員の人数、またその比率はどうなっていますか。お聞きします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、中村議員の質問にお答えいたします。

保育士の処遇改善に関して、公立保育所の正職員と臨時職員の人数及び比率について答弁申し上げます。

正職員の保育士は、1名の看護師を含め66名です。また、臨時職員の保育士は99名で、合計165名となっています。比率は、正職員が40%、臨時職員が60%という割合です。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 次に、正職員と臨時職員の業務に大きな差はありますか。お伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 正職員と臨時職員の業務の差についてですが、管理職の業務は正職員が所管しますが、保育士業務という部分では、各保育所の人員配置上の状況から、正職員と同様の、例えば、担任業務を行う臨時職員の方もあり、その場合は、ほぼ業務の差はありません。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 業務に差が余り見られないのに、賃金や福利厚生面の差が大きいことに対してどのように考えていますか。

また、調するために臨時職員を正職員として採用する方法もあると考えますが、どうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 業務に差が余り見られないのに福利厚生面、その待遇の面での差があることに対してどのようにお考えかということですが、合併して市民・行政、あらゆる面において効率化や無駄の削減が求められる中、行政としては求められるサービスの需要に対して、例えば保育サービスの需要等においてはできる限りの対応をしなければなりません。

市として求められる行政需要に対して、市の職員定数条例や定員管理というところから、一方的に市の正規職員をふやすということもありません。市の正規職員と臨時職員という形態が、そういう状況から生じているのが実態があります。一方で、同一労働同一賃金という観点からも、地方公務員の臨時職員に対し、期末手当を支給することにより賃金格差を是正するという地方自治法などの改正があり、その施行の動きもありますので、今後、その動向を注視していくものと思っております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 先ほども述べた潜在保育士の活躍は、保育士不足の解消にとってとても有用だと考えますが、市内の潜在保育士は把握できているのでしょうか。できていなければ、今後把握するつもりはありますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 紀の川市内の潜在保育士の数ですが、これについては把握していません。また、今後の把握についても、保育士資格を市として管理する状況にないことから、議員もおっしゃられた厚生労働省の調査などから、その傾向はつかめるものと思っていますので、把握の予定はありません。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） それでは、保育士の不足に対してどのように今後対応していく考えですか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 保育士の不足については、保育士の正規職員の採用を人事部局に要望するとともに、市の臨時職員募集に当たっては、募集期間に広報やホームページにおいて募集をしたり、また随時ハローワークに求人登録をしたり、また市の保育士や市職員などに知人の方を御紹介いただいたりと、あらゆる方法で保育士の確保に努めているところです。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 先ほども述べたとおり、民間の保育園では正規職員と同じ業務に当たる点では公立保育園と同じですが、低賃金、長時間労働、休暇がとりにくいなどがあるため、継続して就労しにくいという状況です。これは、長時間勤務や休暇取得困難のため、その状態が長く続くと退職につながり、また保育士不足ということにつながります。そういう悪循環が繰り返されている状況です。

そこで、今ある私立の民間の保育園の補助だけで、保育士の待遇の改善がされると考えていますか。お伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 保育士の処遇改善については、全国的な課題であり、国のほうでも民間保育園に対する処遇改善がここ数年実施されています。民間の保育園や認定こども園には、運営委託料、施設給付費、また地域型給付費という形で、国の公定価格によって賃金改善に関する加算として処遇改善加算が含まれ、運営費が措置されている状況においては、その処遇改善の中で取り組まれていくものと思っています。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） それでは、次に、市内の子どもの保育を民間の園に任せていますが、民間の園だから保育士の状況にまで市は関係ないと考えていますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 民間園の責任と、市の責任ということですが、保育の実施責任は市にあります。運営上の主体が公立保育所であれば、主体は市であります。民間になれば法人等ということになります。したがって、そのような関係性の中で、保育の実施責任者として適正な保育の運営について指導、指示しているというところでございます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 私は、公立の保育所だけや民間の保育所だけの待遇の改善がされればよいとは考えていません。

そこで、公立の保育所の待遇を改善した場合、民間の保育園の保育士との間に差が生じて、民間の保育園を運営する方からの声が気になるということから、公立の保育士の待遇が改善できないということでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 処遇改善については、今、申し上げた保育の実施責任者として国の方針等を指導監督する立場にあり、民間の処遇改善についても推進するとともに、公立の非常勤の保育士の処遇改善についても、平成28年度において、管内民間保育所や近隣自治体の状況を勘案して賃金の改定を実施したところです。今後についても、非常勤職員保育士の処遇改善については、民間保育園の処遇改善状況や近隣自治体の動向を踏まえ、また市臨時職員の各職種の賃金のバランス等について人事部局と協議し、その処遇改善に努めていきます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 国からの補助ばかり当てにするのではなく、市独自の保育士の待遇改善に向けて独自の補助を必要としているときはないでしょうか。市長に伺います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） ちょっと中村真紀君の声が小さいんで、聞き取りにくかったんですが。いろいろ部長から答弁させていただきました。

国からの補助金ばかりを当てにするのではなくという御質問でございますが、保育士の処遇改善については、全国的な課題であるわけでありまして。国の補助を民間保育園に対する処遇改善策が、ここ数年実施されておるわけでありまして。

民間の保育園や認定こども園には、運営委託料、施設給付費、地域型施設費という形で、国の公定価格によって賃金改善に関する加算である処遇改善加算が含まれて、運営費が措置されている状況においては、まずその中で、処遇改善が実施されるべきものと考えておりますので、市単独での補助金の実施は、現在のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 二つ目として、低年齢児保育の拡充の点です。

働きたい、共働きで働ざるを得ない子育て世代がふえている中で、兄弟で別々の園へ通わせる、自分たちが暮らす地域で子どもを預けることができないという状況に置かれています。

そこで、現状のような子育て支援という行政サービスをどのように考えているのでしょうか。お伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 続きまして、低年齢児保育の拡充という質問の中で、現状のような子育て支援という行政サービスをどのように考えているかということですが、働く世代が子育てをするには、子どもを保育するサービスはなくてはならないものであり、合併以来、保育の実施主体として、合併による効率化や民間活力の導入も取り入れながら、一方では、保育環境の充実、あるいは保育料の第3子無料化や学童保育の充実などに取り組んでまいりました。

当然、居住している地区の最寄りの保育所、保育園へ通わせるのが、就労家庭において送迎など子育ての負担も少なく、安心して子どもを育てる環境であると言えます。

ただ、一部の地域に集中するなど、希望に添えない場合もあり、市として集中する地区の受け入れ枠をふやすなど対応を進めているところではありますが、施設面の制限や保育士の確保などで、一部の地区の受け入れ枠をすぐにふやすのは困難な状況となっています。

そのため、平成28年度で小規模保育事業の制度を利用し、民間2カ所の小規模保育園を開園し、低年齢児の受け入れを27人確保し、また本年、平成29年度においても打田地区での小規模保育園の開園により19人の受け入れをふやす予定でございます。このように、市においても重要なこととして取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 今、答弁にもありましたが、間もなく打田地区での低年齢児保育の不足を補える小規模保育がニチイ学館によって始まります。できれば、上の子と同じように通えることが一番望ましいことですが、仕事復帰したい方からすれば、小規模保育でもとてもありがたいことです。しかし、それだけで紀の川市内のニーズが満たされると考えているのでしょうか。お伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 議員が言われるように、この10月には新たに打田地区において新規の小規模保育園が開園する予定となっており、低年齢児の受け入れを開始します。現在、市内には2カ所の小規模保育園があり、特色を生かした保育を実施しています。

小規模認可保育園は、園児が少ないため、認可保育園などよりもきめ細やかな保育ができることがメリットであり、保育士やスタッフも子ども一人一人に目が届きやすく、子どもの性格・発達などに応じた質の高い保育が期待されます。低年齢児の保育ニーズがある現状においては、今後も低年齢児の受け入れ対策の有効策として推進すべきものと考えております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 次に、まち・ひと・しごと創生振興ビジョンにも少子化対策として、中山間の年齢人口の減少防止対策が必要と書かれています。さらに、アンケート調査の結果では、子育てに関する点が重要視され、子どもを育てながら働ける環境づくりが望まれているとも書かれています。そして、目指すべき将来の方向性として、安心して子どもを産み育てられる支援や環境の充実を図ります。子育てをしながら働きやすい環境づくりを進めますと書かれています。

アンケート等からもわかるように、若い人たちに移住・定住してもらうためには、より子育て支援の充実された市をつくっていくことは重要なことと考えますが、どうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） さきにも答弁しましたが、合併後の優先課題として、少子化対策や人口増加対策の面も含め、子育て支援に取り組んでまいりました。今後も引き続き、子育て支援の充実を進め、保育の量の拡充、質の向上に努めるとともに、保育以外の学童保育、子育て支援センターの充実などさまざまな子育て施策を展開して、市民が子どもを産み育てることに喜びや楽しさを感じ、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいくのが重要であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 最後に、保育所の第2次再編計画策定に向け進められていると思いますが、保育所の統廃合や民営化を進めるためだけのものではなく、必要とされている低年齢児保育の受け入れをさらに広げていくことを視野に入れる必要があるのではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村真紀議員の質問にお答えをしたいと思います。

保育所については、第1次紀の川市公立保育所再編計画では、統廃合・民営化を主眼としてそれぞれ実施してきましたが、それ以降、活発な女性の社会進出に伴い、低年齢児からの保育ニーズが増大をしております。

第2次紀の川市公立保育所再編計画の策定においては、民間移管・統廃合・建てかえ・改修等のさまざまな方向性をもって検討するとともに、低年齢児からの保育ニーズが増大しているため、実情に沿った形で計画の策定を進めていきたいと思っております。

また、幼稚園の認定こども園への移行も考えられますので、あわせて低年齢児の受け入れ拡充を図っていくべきものと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

次に、連携中枢都市圏構想についての質問を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 次の連携中枢都市圏構想について、この質問は分割方式で行います。

前回の6月議会において、和歌山市を連携中枢都市とする連携都市圏構想が示されました。これは、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持することを目的とするものです。連携自治体の生活関連機能サービスの向上などの取り組みに対し、上限1,500万円の財政措置があることが説明されました。

さらに考えられるメリットとして、連携による圏域住民へのサービス向上として、図書館等の公共施設の相互利用、観光周遊コースの造成が、また行政運営の効率化も上げられていました。しかし、説明された図書館の広域連携などは連携中枢都市圏を形成しなくても実現できるものではないのでしょうか。

一つ目に、この生活関連機能サービスの向上には、地域医療、介護、福祉、教育、土地利用、地域振興、災害対策、環境など、さまざまな項目がある中で、ほかに考えられるメリット・デメリットはないかということです。

目的の中に示されているとおり、コンパクト化が進められることにはつながらないのか、

那賀圏域の地域医療の中心である那賀病院はどうなるのか、地域公共交通網形成計画の策定の予算が出ていましたが、公共交通ネットワークづくりに影響は出ないのか、ごみ焼却施設の集約などには綱がらないのかということをお聞きします。

二つ目に、10月に和歌山市による連携中枢都市宣言がされると、市としてどのような対応をするのかということですか。

和歌山市と連携市町による連携協約の締結が必要となり、その後、和歌山市によるビジョンが策定されることになるということですが、この連携中枢都市の要綱には、ビジョン策定に際し、連携中枢都市圏ビジョン懇談会を設置することになっていますが、その構成員の中に連携市町は想定されていません。このような中で、連携自治体として意見を言えるのかどうかということをお聞きします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 中村議員の御質問にお答えいたします。

連携中枢都市圏構想につきましては、現在、和歌山市を中心に海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町の4市1町で検討を行っているところでございます。

国の連携中枢都市圏構想推進要綱には、「コンパクト化とネットワーク化により」という表現はございますが、現在も消防の指令センターを共同で運用するなど、互いに連携・協力してきた経緯もあり、圏域全体の活性化につながるものと考えているところでございます。

次に、那賀病院につきましては、那賀地域の基幹病院としての役割を担っていくことには変わりはありません。

また、公共交通ネットワークづくりについても影響はないものと考えているところでございます。

なお、ごみ焼却施設については、災害や事故時及び点検時の一般廃棄物処理について、相互に支援体制を確保し円滑な処理の遂行を図るため、連携に向けた協議を行っているところであり、処理施設自体を圏域全体でカバーする施設に集約させるというものではございません。

次に、「連携中枢都市宣言」とは、連携中枢都市が、紀の川市を含む近隣市町の意向に十分配慮するとともに、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済を牽引し、圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を有すること等を公表するものであります。また、連携中枢都市宣言書には、連携中枢都市は圏域全体の経済の牽引等において中心的な役割を担い、圏域住民に対し積極的にサービスを提供していく意思等を記載することとなっております。

紀の川市としましては、この宣言により、連携中枢都市圏形成に係る連携中枢都市との協約締結に向け、具体的な取り組みなどの協議を行うこととなります。

次に、総務省の定める連携中枢都市圏構想推進要綱では、連携中枢都市圏ビジョン懇談

会の構成員は「連携中枢都市圏ビジョンの策定または変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、連携中枢都市圏の取り組み内容に応じて、産業、大学・研究機関、金融機関、医療、福祉、教育、地域公共交通等、連携中枢都市圏形成に係る連携協約等に関連する分野や機関の代表者、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市機能の集積や強化を検討している施設等の関係者を含めることが望ましい」と規定されており、和歌山市を中心とした連携中枢都市圏ビジョン懇談会については、特定の市町に特化することなく、全体的な視点で御意見をいただける方に、産学等の分野から参画いただき、圏域内で連携して取り組むことが効果的である事業などについて助言をいただく等、補足的意見聴取の機会と捉えているところでございます。

なお、各市町の担当課による「広域連携のあり方に関する意見交換会」で協議するだけでなく、関係市町の首長級で構成される会議において、広域で取り組むことにより効果的に実施できる事業や連携協約素案等について十分協議していく予定となっているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 和歌山市が主導する連携中枢都市圏構想が進む中で、紀の川市民にとって不利益になるようなことが生じた場合はどうするのかということが疑問に思います。そのような場合、破棄して抜けるといった判断も考えるのでしょうか。市長にお伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

連携中枢都市圏構想における連携する取り組みは、地域の実情に応じて連携市町で柔軟に定められるものでありますが、市民の皆様にはサービスの低下や不利益が生じないように、事業ごとに連携市町と慎重に協議を進めてまいります。

また、市民に不利益になるようなことが生じた場合は、その都度、連携市町で問題解決に向け十分協議を行うよう、そのやり方で行こうと考えております。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔中村議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、買い物難民対策についての質問を許可いたします。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 買い物難民対策について、この質問は一問一答方式で質問します。この質問には資料をつけさせていただいていますが、参考資料として目を通していただければと思います。

全国的にも高齢化が進んでいる中で、食料品や日用品など日常の買い物に困るという買い物難民や買い物弱者と言われる方がふえています。この紀の川市も例外ではなく、実際

に足が悪くてとか、車に乗れなくなったりとか、近くに買い物できる場所が亡くなってしまったなど、理由はさまざまですが、困っている声を聞いています。

現在はどのようにしているのかというと、近所の人にさせてもらっているとか、タクシーで行っているといった方法で何とかしている状態です。しかし、近所の人にいつもさせてもらうには気を使うので、頼みづらいという声も同時に聞いています。宅配をお行うスーパーもありますが、消費者が望んでいるのは欲しいものを目で見たいということなんです。打田地区で移動販売を始めようとする動きがありましたが、実現には至っていません。この事業は、事業者の努力だけではできないからです。

買い物難民対策、移動弱者対策については本市でも取り組まれています。市民の中からは、買い物に困っているという声を聞く状態です。免許返納後やひとり暮らしになったとき、高齢の生活の上で大変不便で暮らしにくいと考えています。

そこで、今回は紀の川市で高齢期を安心して暮らし続けるための施策の充実に向けて質問します。

まず、買い物難民や買い物弱者と言われる立場の方が紀の川市にもいるということを知っていますか。また、紀の川市内で高齢化が進んでいる地域や買い物に困っている方の多い地域の把握はできているでしょうか。お伺いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 中村議員の御質問にお答えいたします。

良好な買い物環境は日常の生活の基盤であり、生活を営む上で大切なものであります。しかしながら、紀の川市においても、高齢化により食料品の購入に不便を感じる方々や日常の買い物が困難な状況に置かれている方々、いわゆる買い物弱者と言われる方々が近年増加していることについては、認識をしているところでございます。

要因としましては、高齢化の進展、ひとり暮らしの高齢者の増加、食料品販売事業者の減少や店舗までの距離が長い、移動手段の有無など、さまざまな要因が絡んでおります。

紀の川市内において、高齢化が進んでいる地域の把握はできていますが、買い物に困っている方々の多い地域につきましては把握していない状況でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 仮に、移動販売という方法が地域に浸透すれば、実際の買い物難民対策としてだけでなく、より身近な見守りとしての機能が果たせるのではないのでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 移動販売が地域に浸透することでの見守りの機能につきましては、買い物をする際、定期的に地域住民が集まることとなりますので、近所の

方々とコミュニケーションがとれることで、より身近な見守りの役割も兼ねるものであると考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） 次に、買い物難民支援を取り組むには、採算性の確保と担い手の確保が必要です。そこで、移動販売を行おうとする事業者に対し、ニーズ調査やガソリン代などのランニングコストへの補助の必要性はどう認識されていますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 移動販売事業者に対して経費等の補助を行うことにつきましては、まず現状の把握、ニーズ調査、事業者との意見交換等により市が主体的に実施すべき具体的な方向性を検討する必要があると考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（質問席） すぐには補助金やニーズ調査は無理と思います。まずは、地域の事業者さん、行政の関係部署、社会福祉協議会、民生委員さんや自治会長さんなど、地域の実情をわかっている方にも御協力いただいて、現状把握や意見交換等を行い、採算性、持続性を踏まえた検討を始めてみてはどうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 買い物弱者対策を進めるには、まず庁内関係部署が連携して現状を把握し、市が実施すべき支援策について十分検討する必要があると考えております。

また、支援策の検討を行う際には、地域の状況を把握されております方々の御意見を参考にさせていただく必要もあると考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

〔中村議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、中村真紀君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時51分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。今回は、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問のテーマは、今回も国民健康保険制度についての質問です。

振り返れば、私が市議会に送っていただいてから、この国保制度についての質問は幾度となくしてまいりました。それは、議員活動の中で市民の皆さんから寄せられる高過ぎる国民健康保険税を何とかしてほしいという要望、要求が広く強いものであると実感し続けてきたからですし、また国民皆保険制度の最後の砦であり、市町村が保険者であるというこの国保制度を知れば知るほど、紀の川市民のための国保制度として運用を進めることの大事さを思うからであります。

ですから、市民の医療と命を守る最後の砦足り得るために、紀の川市には国保の保険者としての責任と役割をきちんと果たしてほしいという思いから、重ねて質問をしてまいりました。

5町合併以後のこの12年間の中でも、我が国の医療保険政策は、老人保健制度の廃止と後期高齢者医療制度のスタート、被用者保険に国保への財政支援を行う仕組みの強化、高齢者の窓口負担の割合の引き上げが進められるなど、幾つもの変化がありました。いずれも、医療費がふえていく中で国民医療費に対する加入者と患者負担の強化を柱に進められたものだと私は認識しています。

そして今、来年度からの国保事業の都道府県単位化に向けた準備が進められています。紀の川市が単独の保険者であったのが、和歌山県も保険者になり、共同して運営をしていく。保険証の発行や保険料の決定や徴収、保険給付の支給などはこれまでどおり紀の川市が担い、財政運営は県が責任主体として握るということになります。国保制度が運用されて以来の大きな変化となります。

こうした変化が続く中で、紀の川市は国保事業をどう認識し運営してきたのでしょうか。県単位化後の保険者の責任と役割については、これまでの市民部長の答弁を聞けば、市は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業、さらに市独自の保険税の減免や窓口でも一部負担金の減免等、紀の川市におけるきめ細かい事業を引き続き実施してまいりますという認識を述べられました。

また、加入者にとっての国保税の負担に対する認識を尋ねたら、決して安価な保険税であるとは認識してごさいませんという認識も表明されてきました。いずれも、私は大事な認識だと思っています。

さらに、遡れば、紀の川市の国保事業では、条例に基づく市独自の国保税の減免要綱をつくったり、子どもの無保険の問題にもいち早く保険証を交付してきました。平成19年度に改正してから9年間、税率は上げずに運営をしてきました。都道府県単位化に当たっては、和歌山県国保運営方針連携会議にも職員を送り出しています。そして、何といても平成27年に大きく給付費が伸びて収支不足が発生した際には、それを加入者負担とせ

ずに一般会計からの1億8,000万円の繰り入れを行いました。

振り返れば、紀の川市の国保事業は国民皆保険制度の最後の砦を担う保険者として、制度設計の限界もある中で、十分ではないが役割を果たしてきていると言えると思います。今回の質問では、あと7カ月で来年度になるという現時点で、都道府県単化に向けて保険者としてどう責任と役割を果たしていくのかという問題意識で質問をいたします。

まず、はじめにお聞きしたいのは、来年度も保険税の水準がどうなるのかということです。市町村が県に納める納付金、そして標準税率がどうなるのか。県は、試算をこれまで2回やっているということですが、まだ公表されていません。8月には3回目の試算がされていますが、それもまだ公表されていません。紀の川市が県に納める納付金が幾らになるのか、納付金を賄うための保険料がどうなるのか、保険料率が上がるのか現状維持でいけるのか、引き下げがされるのか、非常に気になるところです。

あわせて、来年度、平成30年度からどういう制度変更がされ、加入者にとって負担やサービスがどう変わるのかの周知が市民、加入者向けにはまだ十分ではないんじゃないかと思います。1万8,000人を超える加入者がある中で、加入する保険の変わるところ、変わらないところをきちんと伝えることは基本的な仕事ですし、早く知らせていかないといけない時期だと思います。この点をまずお尋ねをいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（登壇） ただいま石井議員からの御質問について、御答弁させていただきます。

来年度から始まります国民健康保険事業の県広域化に伴う制度改正に関しまして、現在の周知現状でございますが、国保被保険者、また市民への30年度国保税率等の水準見込みの公表は、現在まで行ってはございません。

と申しますのは、既に第1回、第2回と見込みの基礎となる納付金の試算は、議員御指摘のとおりされてございますが、平成29年度予算を基礎としたものであることや、各種補助金や交付金などの公費等がいまだ反映されていないこともあり、試算結果は過大となっている可能性が高く、来年、平成30年度の国保税率等の水準が高くなることも予測され、かえって公表は混乱を招くことも予想されると判断し、現状での公表は差し控えているという状況でございます。

国民健康保険制度の県広域化につきましては、本年、29年9月の保険証一斉更新時に、新保険証と同封予定の「国保のしおり」という冊子で、国保制度改正についてお知らせをするという予定にしております。また、このほか、市の広報やホームページにより周知していきたいと考えてございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 試算はまだ現段階では粗い試算だということで、3

回目の公表もこれからだということで答弁をいただきました。

納付金がどういう水準になるのか。それが今、紀の川市が集めている国保税と比べて多くなるのか、少なくて済むのか。そこが示されないと、来年度の国保税どうするのかなどということが見えてこないんでお聞きしたんですが、これからの作業ということです。

では、お聞きしたいのは、現在までの検討状況、納付金等標準保険料率の試算状況はどうなっているのか、これをお聞きします。

紀の川市は、和歌山県国保運営方針連携会議にも職員を送っています。そういう中で、どういう検討状況になっているのかということをお聞きをいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの再質問につきまして、御答弁申し上げます。

現在の検討状況及び納付金と標準保険料率の試算状況でございますが、和歌山県においては、本年9月には第3回の納付金の試算が初めて公表のあり方などを踏まえ、新制度を前提に実施され公表されることとなっております。

この試算結果を活用して、県と各市町村においては、県下各市町村ごとに付与される係数の設定など、市町村が県に納める納付金の算定方法や、激変緩和策のあり方などについて具体的に協議・検討を重ねるということとなります。

紀の川市の納付金や標準保険料率の算定結果につきましては、今後、市国保運営協議会、そして市議会にお示ししてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） どうなるのかというのは、まだなかなか見えてこないんですけども、和歌山県の国民健康保険運営方針の素案というのが出されています。この素案の段階ということですけども、この運営方針案に対して、和歌山県は各市町村に意見を聞くということになっています。この素案には、和歌山県全体の国保事業の現状認識だけでなく、市町村ごとの納付金の算定方法に関する事項もあります。激変緩和についても書かれています。この素案に対して、紀の川市として、県に対してどう意見表明をしたのか、この点をお聞きをしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問について、御答弁申し上げます。

紀の川市は、議員が御説明いただいたとおり、平成28年度から引き続き、和歌山県国保運営方針連携会議に参画しております。納付金・標準保険料検討部会、また国保運営方針検討部会において運営方針への記載内容のほか、事業費納付金や標準保険料率の算定方法等につきまして協議・検討を重ねて意見を述べているところであります。

例えば、納付金の算定方法に関する事項で、紀の川市は、基本となる医療費水準、また所得水準が和歌山県の平均であるということから、県が示す算定係数には特に意を唱える意見は出しておりませんが、県が運営方針で掲げる保険料率や算定方法の統一などにつきましては、広域化による急激な影響が出ないように段階的な措置を講じていただきたい、そうした旨を求めているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 素案に対しては、策定自体に参加してきたということですね。納付金算出の基本になる医療費水準、それから所得水準が紀の川市の場合、県下平均に一致するということでした。だから、特に算定計数については、意見は出していない。けれども、県単位化での急激な影響が出ないようには求めているところだと思います。

そうしますと、県下の平均に一致すると、納付金算出の基準になってくるこの地域の医療費水準、そして所得水準、これら県下の真ん中になってくると、今と変わらないということだと思えますけれども。そうなると、現行の保険税水準と比べて、ほとんど変わらないという認識でいいのかわかるかですね。まだ具体的な試算はこれから発表されるし、計数等もまだ協議もしていくということだとは思えますけれども、大枠としてどれぐらいになるのか。ほとんど変わらないというふうに認識していいのかわかるか、お尋ねをいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問でございますが、先ほども申しましたが、現在、公表を前提とした税率等の試算の詰め作業を行っているさなかということでございます。

そうしたことでございますが、現状では29年度水準を大きく逸脱するような状況にはならないというように考えているところでございます。御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） そうしましたら、まだこれから確定していく要素はあるけれども、今の水準を逸脱しない、超えるかもしれないけれども、大きくもならない。もしかしたら、上がらずに済むかもしれない。それは、今ではまだわからないということですが、大きく上がるということではないということに理解をいたしました。

そうしますと、今後7カ月間の中で決定をしていくということになるんですけれども、9月に出される試算をもとに、今後さらに協議を進めて、最後の各市町村が納める納付金、そして標準保険料率が県が示すということになるんですけれども、税率決定までの今後の

スケジュールがどうなっていくのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問ですが、今後のスケジュールにつきましては、現状、和歌山県が進めます国民健康保険運営方針に沿った見込みでございますが、10月には、平成30年度当初予算編成に向けた納付金や標準保険料率の算定を行い、11月には、市の算定結果について国保運営協議会で御審議をお願いしたいと考えてございます。そして、来年2月ごろには、従来より国から示される交付金算定係数の確定というのを待って保険料率を算出し、市議会第1回定例会において、条例改正を上程させていただくとともに、当初予算の御審議をお願いしたいという予定で考えてございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 今、今後のスケジュールお示しいただいて、県の作業としては納付金等標準保険料率を決めていくという作業ですが、紀の川市としてももう一つ保険税の加入者負担を決める要素として、紀の川市がどういう税率を設定していくのかということも要素となります。

今後、納付金等標準保険料率が確定した場合の紀の川市の税率設定の考え方をお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま再質問でございますが、本市の税率設定の考え方ということで御答弁させていただきます。

県が提示いたします標準保険料率の算定方式につきましては、所得割、均等割、平等割のいわゆる「3方式」を標準としてございます。そして「3方式」による応能割と応益割の賦課割合につきましては、通常、加入者の収入状況に応じて御負担いただきます応能割となる所得割が50、また加入者お一人当たりのほか、加入者1世帯当たり定額で御負担いただきます応益割のうち均等割が35、平等割が15の割合となっております。

これに対しまして、紀の川市では、旧5町時から、応能割に当たります資産割を加えた、いわゆる「4方式」を採用しており、29年度の応能割と応益割の賦課割合につきましては、応能割51.4に対しまして、応益割が48.6となっており、加入者に御負担いただく対象の割合が異なっております。

制度改正初年度の平成30年度では、標準保険料率の算定方式につきましては、県下各市町村の算定方式の統一は実施されないということになってございますので、資産割を加えた、いわゆる「4方式」を適用いたします紀の川市においても、算定方式が変わってくるということになります。

したがって、税率設定につきましては、示される納付金等をもとに、必要とする加入者

の皆様は御負担いただく賦課総額を、紀の川市の賦課割合等に基づき、低所得に配慮できるようにモデル世帯を設定して、世帯別・1人当たりの保険税率が大きく上昇する昇することがないように、きめ細かく配慮する必要があると考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 今、紀の川市の保険税の設定をどうしていくかという事でお聞きをして、今回、30年度では県下では統一もされないし、それぞれの市民税が独自に決めていくと。紀の川市も、4方式は変えずにいくし、低所得者に配慮して、世帯当たりでも1人当たりでも大きく変化しないような対応、配慮をしていきたいということでしたんですけれども、具体的にいきますと、今の応能割、応益割をどうさわるかで、変化というのはすごく大きくなるんですよね。同じ納付金を集めるにしても、応能割でいくのか応益割でいくのかということで、先ほど紀の川市は、現在では応能が51.4、応益が48.6ということでしたけれども、この負担割合は現行の割合を引き継いでいくというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 応能・応益の賦課割合につきましては、現行の割合から大きく異なる場合には、国保税の負担割合に大きな影響を生じさせることとなりますので、30年度におきましては、そうした変更は避けたいというように考えてございます。以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 質問を少し進めまして、税の負担について、また一般会計からの繰り入れをということでお聞きをしたいんです。

まず、その上で、税負担についてお聞きをいたします。

配らせていただきました資料5をごらんになってください。

紀の川市の国保等協会けんぽの保険料の負担の比較です。結論から言うと、見ていただいたとおり、同じ所得でも被用者保険と国保では、本人負担額に大きな開きがあるということです。国民皆保険制度でありながら、保険料の負担について言えば、国保加入者の負担がすごく大きいということです。

例えばですけれども、収入も0、所得0の場合、協会けんぽはもちろん加入されていないことになってますが、所得がなくても40歳代夫婦と子ども二人、固定資産税が5万円の持ち家であった場合、国保税というのは紀の川市は9万1,600円、ひとり暮らしであった場合、そして固定試算税がなくても2万5,500円ということになります。それから、収入が100万円の場合、所得は35万円ということになります。協会けんぽの場合は、年間の保険料が4万7,772円と、対して国保の場合は、40歳代夫婦と子ども

二人の4人家族、固定資産税5万円の家庭では、保険料は13万3,000円ということで、3倍近い負担になっています。一人世帯の場合は、ほぼ変わらない水準ということになります。

お聞きしたいのは、税負担の今のこの現状を、昨年度に改正をしました。この税率水準をどう捉えているのかということをお聞きをいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 現行の税率でございますが、平成27年度での高額薬剤の普及などによる急激な医療費高騰の影響が、翌、28年度でも大きいと考え、改正いたしました。が、薬価の改定もあり、医療費の増加は合併以前より続いておりますが、比較的、以後落ちついたことにより、29年度での税率改正につきましては避けることができたという状況です。

28年度改正に改正いたしました税率水準につきましては、それぞれの加入世帯事情がある中での御負担ということもあります。が、「重たい」と感じられている世帯があるということは存じております。ただし、一方では、低所得者に対する軽減の拡充を行うなど対策を講じてきておりますので、公平で適正な御負担をお願いしているというように認識しているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 現状の認識をいただきまして、「重たい」と感じる世帯もあるだろうということでした。少なくとも安くはないと、「重たいです」というふうに言ってほしかったんですけれども、もうそういう認識ではありました。紀の川市の国保加入者に対して、公平に適正な負担を求めているということでの理解をしたいと思っております。

あえて、今回、協会けんぽと比較をしたのは、どの保険に入ろうとも、払える保険料額、保険税額でなければならないと思うからです。法定軽減がされていたとしても、現行の制度設計の中で、先ほど言いました法定軽減がされているのは黒く網かけされた部分ですけれども、協会けんぽと比べても大きな開きがあると、負担が大きいということです。

今後、県が示す納付金がどういう形になろうとも、現時点でもこの負担水準ですから、負担の引き下げのために市独自の繰り入れを行う必要があると考えます。いかがでしょうかという質問です。

ちなみに、県も国保運営方針では、法定外繰り入れの取り扱いが盛り込まれています。決算補填目的等の繰り入れは解消していくと。紀の川市が27年度にやったやり方は、「解消してくださいね」というふうなことが書いてあるわけですがけれども、でもこれは、技術的助言です。加入者に対する賦課決定権は紀の川市が持っているもので、もう従わなければならないということではないと思っております。

改めて戻りますけれども、負担水準を引き下げるための独自の繰り入れ、何度も求めてきましたけれども、これを和歌山県の納付金がどうなろうとも、実施していく必要があると思いますけれども、この点をどう考えるのか、お聞きをいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの再質問でございますが、平成27年度には、おっしゃるとおり決算時の補填目的として、また平成28年度には保険税の負担緩和を図ることを目的に、市独自の財政支援措置として法定外一般会計繰り入れを行いました。が、平成29年度当初予算では、実施はしてございません。

ただし、今後の保険給付費などの伸びによっては、平成27年度と同様に、決算時の補填目的とした繰り入れが必要になるかもしれませんが、平成29年度の負担水準を基本とした国保会計を運営していきたいというように考えているところでございます。

国、県の国保運営方針では、赤字の解消、また赤字幅の削減のための取り組みを実施し、目標年次を定めるといこととされてございます。

実際には、市町村の実態を踏まえて、その目標を定めて赤字の解消、また削減に取り組んでいくということになりますので、制度上いきなり平成30年度から法定外繰り入れができなくなるというものではないと考えているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 残念な部分が一つと、手間の必要な判断をするということもありました。

引き下げないと、現行の29年度の水準を維持するというので、その他下げるためには入れないということでした。でも、決算の補填目的とした繰り入れが必要になるかもしれないということも言われていました。その判断は今後も必要な判断するときは、もし来たらそれはそれでやっていただきたいというふうに思います。

その残念な部分ですけれども、市長にお聞きをしたいと思います。

紀の川市の国保会計は国保会計として独立採算でいかなければならないというのは原則だと思います。でも、1万8,000人の方が加入をされています。今現在、社会保険や共済組合に入られている方も、退職をすれば一旦ほとんどの方が国保に加入されて、その後、後期高齢に移されると。全ての方が、ほぼ国保には加入されるということだと思います。

これだけの負担があるというのは、今、資料でもお示ししたとおりですけれども、紀の川市には28年度末の時点で、普通会計で108億円の基金があります。今後、合併算定がえの一本算定になるとかいうことで、交付税が減っていくということもあるので、簡単にここから基金を取り崩してという判断はできないのかなとも思いながら、でも108億円ある、これを国保加入者の負担軽減のために活用していくということではな

いかなど。それは、それぞれの市町村の判断だと思えます。

ちなみに、各市町村の資料の6を見ていただきたいんですけども、1人当たりの一般会計繰入金、法定外の繰り入れです。これは、紀の川市の決算補填をした27年度の数値ですけども、1人当たりで言うと、紀の川市は1万784円したということになっています。県の素案の資料です。

ここには、子ども医療費の地方単独事業に対する地単カット分も、紀の川市はこれまでも補填していますので、それも含めた数値ということになると思いますが、これだけの規模を紀の川市はやったと。お隣の岩出市は、もう少し多かったですね、この年はね。ほかの自治体見ていただいても、独自の繰り入れをしているところは紀の川市だけではありません。

そうすると、国保だけでという考えではなくて、紀の川市も1万8,000人の加入者、これから国保に入るかもしれない市民のために、この国保税の水準をできるだけ抑えるという判断は、今、必要じゃないかというふうに思います。市長の答弁をお願いいたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 国保税の負担の軽減、石井議員の御質問、もう何回となく市になってから御意見をお聞かせいただいております。

国保被保険者以外の市民に負担を求めることになることから、基本的には一般会計からの繰り入れは行わないというのが基本ということ、議員も知っていただいていると思います。ただ、大幅な税率改正での急激な税負担を避けるため、激変緩和策としてやむなく繰り入れる場合があるわけではありますが、無制限に行うことは避けなければならないと考えておりますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして、やむなく繰り入れをする場合はあるということでした。やむなくではなくて、計画的に繰り入れをしていくと、積極的に繰り入れをして負担を引き下げていくという判断が、今後、今時点でも大変なので要るかなというふうに思っています。ただ、各自治体だけの努力では、この国保制度というのは賄えません。だから、県単位化をしたということも側面ではあるんですけども。

最後にお聞きしたいのは、各市町村国保に対して、あるいは都道府県化された中では各県に対してですけども、国からの国庫負担をきちんと手当するということがない限り、今の国保制度が低所得の方が多く、紀の川市でも所得階層として100万円以下の方が59.69%というふうになっています。資料3ですけども、全国的にも無職の方が44.1%ということに広がってきています。

そういう中で、残念ながら国庫支出金の国保の収入に占める国庫支出金の割合は下がってきているということで、その分が国保の加入者であったり、ほかの被用者保険、協会け

んぽや共済組合や健保組合や、その加入者の負担になってきているということなので、そもそもですけれども、大事な最後の砦になっている国保事業に対して、国が今の水準ではなくてもっと国庫負担金を引き上げていくということが抜本的な解決になると思っています。

最後の質問は、国庫負担の増額を要請すべきと考えるがどうかということです。これまでもされていると思います。強く要請をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 国保会計につきましては、今、議員も御指摘のとおり、既に多くの国庫支出金が投入されているところでございますが、来る平成30年度から、都道府県が国保の財政主体となる新国保制度が始まることに当たり、国は、合計で1,700億円の財政支援を投入し、「保険税の激変緩和や円滑な制度改正を進め、財政支援調整機能の強化としての調整交付金の拡充とともに、保険者努力支援制度による医療費適正化を推進していく」としてございます。

しかしながら、国保は、今後も医療費の増加や被保険者数の減少によりまして、財政状況はさらに厳しくなると考えられることから、持続可能な国保制度を維持していくための財政支援を、今後は、県下市町村の運営を取りまとめることとなる和歌山県を先頭に、国の関係機関へ強く改めて要請してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

〔石井議員「はい」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、6番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

6番 大谷さつき君。

まず、市民の命を守るAED（自動対外式除細動器）の現状と拡充についての質問を許可いたします。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可いただきましたので、通告順に従い、分割質問方式で一般質問を行います。

今回、市民の命を守るAED（自動対外式除細動器）の現状と拡充について質問いたします。以前にも、同両議員がAEDの普及促進について一般質問を行いましたが、今回は角度を変えて一般質問をいたします。

今、各地の公共施設などには、多くのAEDが設置されています。ことしの7月、新潟県で高校野球部の女子マネジャーが練習直後に倒れ、低酸素脳症で亡くなる事故がありました。救急車が到着までの間、AEDは使用されていませんでした。

現在、我が国において、心臓病が原因となり病院の外で突然心停止を起こす方は年間7

万人以上、1日平均200人近くの数になります。そのうち、そのまま亡くなってしまう方が6万5,000人ほどいます。心停止者の救命率は、倒れた瞬間を目撃された方々でも11.9%で、多くの場合、救急車の到着前に手おくれとなってしまいます。心停止を起こすのは、高齢者や既往歴のある方だけでなく、若者や子どもにも一定数います。2006年度から2015年度における学校での死亡原因の第1位は突然死で、年間20件から40件の心臓突然死があるのです。

突然の心停止の多くは、心臓のけいれんである心室細動、不整脈で引き起こされます。心室細動起きると、電気ショックが1分おくれるごとに10%ずつ救命率は減少します。2015年の119番通報から救急車の到着までの所要時間の平均は8.6分、救急搬送の増加とともに年々長くなってきています。そうした意味からも、その場にいる人が行う救命処置が非常に大切になり、市民がAEDの設置場所と操作方法がわかっているならば、このような自然突然死を減少させることができると思います。

以上のことを踏まえ、次の4点を質問いたします。

1点目は、AEDの設置状況と周知について。

本市のハザードマップで応急手当のページには、AEDの取り扱い内容などが開催されているだけで、設置一覧表と設置場所マップが掲載されていません。そのため、市民の方はどこにAEDが設置されているのかわからない人が多い。また、ことし全戸に配布されました「紀の川市の暮らしのガイドブック」には、設置場所一覧表は掲載されています。しかし、設置場所マップは掲載されていません。現在、地図で設置場所を知る場合、パソコンやスマホは検索できますが、高齢者はパソコン、スマホなどを使用されない方にとっては大変調べにくい現状です。そこで、誰もがすぐわかるように、ハザードマップに設置一覧表と設置場所マップを掲載してはどうかと考えます。

2点目は、設置箇所の拡充について。

現在、AEDの設置場所には、空白地域と重複地域があります。例えば、この庁舎の半径50メートル以内には、携帯用も含め8台あります。ほかの分庁舎の近辺も数の多いところもあります。基本的に、人がたくさん集まる場所には多い台数を設置する重要性も理解できますが、休日または24時間利用できるコンビニ等に、このように集中している地域のAEDを分散してはどうかでしょうか。

3点目は、市が管理しているAEDの使用状況と消防本部が管理しているAEDの使用状況をお答えください。

4点目は、市職員の救急講習、また市民への救急講習はどのように普及促進しているのか、お尋ねします。

以上を1回目の質問とします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（登壇） 危機管理部より、大谷議員御質問のAED（自

動体外式除細動器）の現状と拡充につきましてお答えさせていただきます。

まず、市が設置しておりますAEDの状況につきましては、紀の川市内の主たる公共施設をはじめ、小・中学校や保育所及び消防器具庫121カ所のうち、設置が必要かつ可能な消防器具庫26カ所を含む98カ所に設置してございます。その該当の施設には、AEDの設置を表示するシールを玄関等の付近に張って場所の周知をしているところでございます。

そのほか、市内の金融機関や大型店舗及び民間施設等の設置状況につきましては、一般財団法人日本救急医療財団が公開している情報では、紀の川市では約35台のAEDが市内の民間施設等に設置されていると思われまます。

また、自主防災組織等の地域での訓練用及びイベント等の貸し出しや緊急時の持ち出し用といたしまして5台のAEDを危機管理部で管理・所有しております。このようにAEDの設置状況といたしましては、紀の川市内の官民の施設を合わせまして、約140台が設置されていると思われまます。

それから、AEDの設置場所の周知につきましては、紀の川市ホームページの設置一覧や一般財団法人日本救急医療財団のページへのリンクにより設置場所が地図で示されてございます。パソコンやスマートフォンからも、現在地の付近に設置されていますAEDの場所を検索する機能もありますので、御利用いただきたいと思います。

また、議員御指摘のように、本年2月に発行され、その後に各世帯に配布されました「紀の川市暮らしのガイドブック」にも、市内の公共施設等に設置していますAED設置施設一覧を掲載してございます。

また、議員御指摘のハザードマップへのAED設置場所の掲載につきましては、ハザードマップの更新時期等を踏まえまして、明確な掲載方法をさらに調査・研究を行い、対応できる範囲で検討してまいりたいと思ひます。

次のAED設置箇所の拡充につきましては、AEDの設置箇所は、厚生省のAED適正配置に関するガイドラインをもとに、市役所、公民館や学校等の日々多くの方々を利用されるなどの比較的規模の大きな公共施設等が推奨されていることから、設置場所が隣接している地域もあるのが現状と思われまます。

また、現在設置しております公共施設及び一部の消防器具庫等につきましては、AEDの適正な管理と防犯上の観点から、基本的には室内で保管してありまして、該当施設の閉庁日や夜間は施錠してございます。

また、24時間営業しているコンビニ店舗等へのAEDの設置につきましては、平成27年度第1回議会でも御質問いただきまして、その後、市内のコンビニ店舗への設置について協力をお願いしたところ、一部のコンビニ店舗では設置について了解いただきましたが、設置することにより、AED利用時に不都合が生じた場合の補償及び責任問題や店員への講習・対応などの課題により現在も設置に至ってございませんが、緊急時に迅速・適切にAEDを利用することができる環境整備と新たな設置場所等を考慮してまいりたい

と思いますが、市が単独で設置や普及することは限界がありますので、コンビニ店を含めた商業施設や企業など、各施設管理者の皆様方と連携を行いまして、設置箇所についてさらに協議してまいりたいと考えてございます。

3点目、御質問の市が管理しておりますAEDの使用状況につきましては、合併後に一度だけ救命処置のために持ち出していますが、使用するまでには至らなかったと聞いております。

また、那賀消防組合救急隊による救急車に設置されておりますAEDにかわる医療器具の除細動器の使用状況ですが、平成28年度の救急出動件数は、紀の川市管内では3,009件ありまして、そのうち、除細動器の使用は70件であります。実際に通電されたのは7件と聞いてございます。

次の市職員や市民の皆様方への救命救急講習の普及促進につきましては、毎年、市職員を対象とした防火管理協議会主催の普通救命講習会や新規採用職員講習会で、平成28年度では約30名の職員がAEDの使用等について受講しています。

また、各地域では、消防団員を対象とした講習会を初め、各種団体や自主防災組織が実施されております訓練にも、那賀消防組合より専門的な隊員の指導により、AEDの使用を含む普通救命講習会が開催されてございます。平成28年度には、そのような訓練等で約600人の市民の皆様方に受講していただいております。

これからも、さらにAEDの迅速かつ適正な利用方法を含めた救命講座研修や訓練を実施いたしまして、一人でも多くの皆様方に受講いただくとともに、より一層の救命率の向上と、設置場所等につきましても関連機関との連携強化に努めてまいりたいと考えますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長より御答弁いただきましたが、1点目のAED設置施設一覧表、また設置場所マップにつきましては、ハザードマップの更新時期が市民の皆さんが見てわかりやすいよう掲載していただきたいと考えます。

場所はわかりましたが、AED設置施設に張っていますAEDシールに、具体的に場所を決めてはどうでしょうか。例えば、シールのところに、「玄関」とか「1階入り口」など、そういうように書き方です。

2点目は、AEDを24時間使用できるコンビニ等の中に、交番への設置拡充の推進状況はどうなっていますか。

また、コンビニであれば、店員の負担をなくすための協定を考えてはどうでしょうか。例えば、一つとして、ボックスを設置し、店員は受け渡しをせず案内のみ。二つ目として、地域の人がAEDを使用し、店員は駆けつけない。3、管理は市が行い、店員は管理しない。一例ですが、このような協定を考えてはどうかと考えます。

3点目の市職員の救命講習会は、新規採用職員講習会だけに終わらず、更新も考えるべきだと考えます。AEDは、10年前と比べ操作が簡素化され、電気ショックの必要性を機器が判断するため、誤ったショックを与えることはほとんどありません。誰もが迷って当たり前、その場で素早く行動を開始しなければ死亡してしまうといったことを理解し、現場の行動につなげることを考えます。

以上を再質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理部長 中浴哲夫君。

○危機管理部長（中浴哲夫君）（自席） 大谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のAEDの設置施設に張っているAEDの標示シールに、さらに詳しい設置場所の表示はできないのかにつきましては、設置標示シールは該当施設の玄関付近等わかりやすい場所にシールを張って周知に努めていますが、より詳細な場所等の標示につきましては、再度現状の調査を行いまして、可能な限り対応してまいりたいと考えてございます。

次の24時間使用可能なコンビニや交番等へのAEDの設置拡充の推進につきましては、コンビニ店舗等へのAEDの設置は今後も各施設管理者の皆様方と諸問題、関係課題解決に向けて適切な方策を協議してまいりたいと考えてございます。

また、警察関係施設を含む交番等につきましては、関係機関との協議により随時設置する旨の方向性を示していただいております。

続きまして、市職員のAED使用等の講習会につきましては、市職員として突発的に発生するAEDの使用について日々の業務の中で意識するとともに、一度だけの講習を受講するのではなく、できる限り講習会に参加し使用方法等を受講、また更新いたしまして、緊急時に迅速・適切に対応できるように認識を深めてまいりたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 次に、災害時における障害者への支援についての質問を許可いたします。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） 通告に従い、分割質問方式で一般質問を行います。

次に、災害時における障害者の支援についてお尋ねします。

9月1日は防災の日であります。1923年、大正12年9月1日に発生し、10万人以上の死者・行方不明者を出した関東大震災に由来しています。このような悲惨な災害に対処する認識を深め、心構えを準備するためとして、1960年、昭和35年、国において閣議決定され制定されました。8月30日から9月5日まで防災週間で、この1週間は全国各地で防災訓練が行われています。

また、近年では、阪神・淡路大震災や東日本大震災において教訓を忘れることなく後世に伝えるとともに、災害時において全ての市民が素早く対応できる体制づくりが大事であります。

以上のことを踏まえ、次の2点をお伺いします。

1点目は、本市におけるヘルプマークの認識と周囲の周知・啓発の状況をお伺いします。

ヘルプマークについては、本年9月号の広報にも「ヘルプマークを交付します」と題して、義足や人工関節を使用している人、内部障害者や難病の人、または妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることを知らせ、援助を受けやすくする、手助けをするのがヘルプマークです。「ヘルプマークを見かけたら、思いやりのある配慮をお願いします」と掲載されています。特に、障害のある方は、自分から困っていますとなかなか伝えにくく、ヘルプマークは緊急時や災害時などの困ったときに提示して周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするために、現在ヘルプマークが全国の自治体で配布されています。災害に遭ったとき、避難先で大きな不安を抱くことがないように、必要なときに役立つとされています。本人や周囲の人にとっても、心強いものになっているのです。

こうした観点から、今後、公私においてヘルプマークの認識と周囲への周知・啓発に対してどのような取り組みをされるのか、お伺いします。

2点目として、ヘルプマークがデザインされた防災ベストの配布についてですが、災害時において本人も周りも関係者も少しでも安心できるような対策として、先ほども述べましたが、周囲の手助けを必要とされる方にいち早く救助できるよう、周囲にわかりやすいヘルプマークがデザインされた防災ベストの配布がぜひ必要だと考えますが、担当部長のお考えをお聞きします。

以上を一回目の質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） 災害時における障害者への支援についてということで、紀の川市におけるヘルプマークの認識と周囲への周知や啓発についてということですが、ヘルプマークにつきましては、議員もおっしゃられたように、外見からはわからない方が周囲の方に配慮や手助けを必要としていることを知っていただき、援助を受けやすくするためのマークです。

このヘルプマークは、平成24年に東京都が発案し、東京都内の電車や地下鉄での利用から始まったということです。平成29年6月現在では、京都府、和歌山県、徳島県、青森県、奈良県、神奈川県、滋賀県、大阪府などの府県がヘルプマークに賛同し導入されています。今後も東京オリンピック開催を控え、全国に広がっていくものと思われます。

和歌山県では、平成28年7月から実施し、県庁や保健所での交付が始まり、本年6月からは、県内の一部の市町村でもヘルプマークの交付が始まっています。本市でも9月から市役所及び各支所で交付できるようになり、広報やホームページで周知しているところ

であります。

今後の方策としては、支援や手助けをする側となる市民が積極的に手を差し伸べられるように、このヘルプマークを周知していくことが必要と考えており、広報・啓発を推進していきたいと思っております。

次に、障害のある方や支援の必要な方への防災ベストの配布ですが、身体・知的・精神障害の種別により必要とする支援が変わってきますので、一律にヘルプマークがデザインされただけのベストの配布は災害時の有効性が低いと思われ、それぞれの障害特性に応じた、災害時に必要な具体的な支援内容を記載したベストが有効になるものと考えますが、支援を必要とする方々が、具体的な支援内容や障害特性を記載したベストの着用を希望するか、また配布して災害時に着用できるかなど、幾つかの課題もございますので、まずは、さきに申し上げたこのマークの普及について推進していくとともに、防災ベストなどの配布に当たっては、障害のある方など当事者の方々がベストの配布を望んでいるか、また必要と感じているかなど、当事者の意向を把握する必要があると考えますので、今後の方針としては、当事者の方々や障害者団体などから意見を聞き、意向を把握した上で必要性を検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再質問はありますか。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁いただきましたが、災害時の支援を受けやすくする防災ベストをまずは視覚障害者の方に対して配布してはどうかと考えます。

栃木県日光市では、避難時でも目立つよう黄色のベストで、胸と背中に赤を基調としたヘルプマークと「目が不自由です。ヘルプ」との標示をプリントし、脱着しやすく、施設を問わず着られるようにベストにされています。また、日光市では、目が不自由であることを周囲に伝えるだけでなく、市民が積極的に手を差し伸べるよう周知していく方針です。

本市も、視覚障害者に防災ベストを作成してはどうかと考えますが、担当部長の答弁を求めます。

以上を再質問といたします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 視覚障害のある方への防災ベストの配布についてでございますが、議員がおっしゃるように、もう既にそういう取り組みをされている自治体もあるというふう聞いております。

先ほども答弁申し上げましたように、必要性の検討を経てからということで、現時点においてすぐの実施予定はございませんが、今後、当事者の方々からの意見を聞く機会を設け、意向を把握したいと考えており、視覚障害のある方だけでいいのかなど、当事者や障

害者団体など関係者からの意見をいただきながら、その必要性を検討してまいります。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後 1時14分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（竹村広明君） 次に、2番 太田加寿也君の一般質問を許可いたします。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、分割質問方式で、私からの質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、幼少期、幼児期の教育の重要性を踏まえ、本市も認定保育園の設置や移行を早期に進めるべきではないかということです。

本市が、現在、保育所再編事業が進む中、県内はもちろん全国的に認定こども園の設置が進んでいます。小・中学校の学力に課題がある中で、今、国も地方自治体も幼少期の教育の重要性を考え、その取り組みを進めようとしています。

本市には、公立保育所と私立の保育所、幼稚園等がありますが、公立化が私立への再編も進められている一方で、小・中学校の学力テストでは、今年度、やや上昇したようですが、さまざまな取り組みの中でも余り大きな変化は起きていません。教育は、テストの成績だけが優秀な子どもを育てることではないことは、誰もがわかっていることだと思います。本来、子ども一人一人の個性を尊重し、健やかな成長とともに個性豊かに個々の能力を伸ばしていくことが目的だと考えます。

日本の教育にかかる予算は、世界の中で最低ラインではありますが、これまで子どもたちが高い学力を維持してきたのは、保護者や家族が子どもの教育に大きな努力を続けてきたこと、子どもたちもそれに応えようと一生懸命努力してきたからだと思います。しかしながら、現在はさまざまな社会的状況から、厳しい生活環境、学習環境に置かれている子どもたちが多くなっています。だからこそ、今、子育て支援は極めて重要な施策であると考えます。

幼少期の教育は、昔から「三つ子の魂百までも」と言われるように、子どもたちの未来にかかわる重要な時期であることを踏まえ、次の質問をしたいと思います。

まず、1番目、小学校入学時の子どもたちの様子を聞くと、公立保育所と私立保育所、

幼稚園等から入学した子どもたちの間には、行動面、学習面で違いがあるといえます。長所・短所として示すと、私立保育所、幼稚園から入学した子どもたちは、学習や行事に自信を持って積極的に参加する子どもが多く、挨拶なども既にできていること、平仮名などの基礎的知識が高く、学習活動にもすぐ入っていける。ただ、既に個性が強くなっていて、対立関係が生じやすい面もあると聞きます。

それに対して、公立保育所から入学した子どもでは、集団としてのつながりは弱いのですが、いろいろな性格の子どもたちと友達関係をつくっていく包容力があり、仲間外れにすることが少ないというのです。このように双方に長所、短所があるようです。

本市の小学校には、公立・私立保育所や幼稚園などさまざまな子どもたちが入学してきますが、どのような環境で育った子どもにも、学習や行事に自信を持って積極的に参加する子ども、やる気や将来への希望をしっかりと持てる子に育てるためには、どの保育所、園にも共通した教育内容を指針として設定するべきではないでしょうか。

二つ目、認定こども園は、全国を見ると保育所からの移行が非常に多いようです。本市では、これからどのように進めていくのでしょうか。また、私立の保育園、幼稚園は、今後の対応をどう進めていこうとしているのでしょうか。

三つ目、現在の公立保育所のうち、八王子保育所、なるき保育所は、施設の耐用年数、設置場所や定員等を考えると、移転改築して新しく認定こども園として設置するのが最良と考えます。打田地域は、人口が増加している状況も踏まえ、市としての考えはどうでしょうか。

四つ目は、認定こども園が設置された場合、所管はどうなるのでしょうか。また、幼稚園教諭免許と保育士免許が両方必要ですが、取得状況はどうなっているのでしょうか。

5番目、保育所、幼稚園等から小学校へスムーズに進学していくには、保幼少の緊密な連携が必要と考えますが、子育て支援課、教育委員会は相互の意見交流や情報交換をどのように進めていくのでしょうか。

以上のことについて、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（登壇） それでは、太田議員の認定こども園の設置や保育所からの移行を早期に進めるべきではないかという御質問の中で、保健福祉部に関する部分について答弁申し上げます。

まず、1点目の、どの保育所、園にも共通した指針を認定すべきではないかという御質問ですが、保育所、保育園、幼稚園は地域性や規模により、それぞれの特色を生かし、子どもの成長と発達に則した保育や教育を実施しています。小学校への入学は新たな集団生活の始まりであり、入学してすぐの時期は、保育所指針により育ってきた子どもと幼稚園教育によって育ってきた子どもには、それぞれの特性が身についているものと思います。新たな小学校という教育課程において、学校先生方の指導により、子どもたちがお互いに

切磋琢磨して育っていくものと思います。

共通した指針ということについては、国から示されている「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が定められており、それぞれの区分で、それぞれの指針や要領に従う必要があるため、市としてどの保育所、保育園、幼稚園に共通した指針を定めることはできないものと考えております。

次に、認定こども園移行に関して、本市の進め方及び私立の保育園、幼稚園の今後の対応についてですが、紀の川市では、今後、公立保育所の第2次再編として打田地区と貴志川地区の公立保育所について、統合や建てかえ等について再編計画を定め、進めていく必要があります。その中で認定こども園制度導入の検討もしてまいりたいと思います。

また、私立の保育園、幼稚園ですが、紀の川市においても平成29年4月から、れもん保育園がレイモンドこども園に移行しましたが、他の保育園では、今のところ移行の動きはありません。なお、紀の川市内の私立の幼稚園については、平成30年度の認定こども園への移行について検討しているところ、また認定こども園については、現在検討段階であるというところがあるというふうに聞いております。

次に、八王子保育所、なるき保育所について、移転改築して認定こども園にしてはどうかという具体的な御提案でございますが、さきに申し上げたように、公立保育所の第2次公立保育所再編計画の策定において、民間移管、統廃合、建てかえ、改修など、また議員が御提案の認定こども園への移行も含め、さまざまな方向性をもって検討したいと思っております。

それから、認定こども園の所管についてですが、既に本年4月にレイモンド認定こども園が開園し、子育て支援課が所管しており、新たに開園する認定こども園についても子育て支援課が所管することになります。

それから、認定こども園の職員資格ということで、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有についてですが、認定こども園制度には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の四つのタイプが示され、幼保連携型では、「保育教諭」として一定の経過期間がありますが、幼稚園教諭免許プラス保育士資格が必要となります。その他のタイプのこども園では、両方の免許・資格の併有が望ましいという状況でございます。

公立保育所の保育士ということで、資格、免許の取得状況をお答えさせていただきます。保育士164人中150人ということで、9割以上が幼稚園教諭免許と保育士資格を取得している状況でございます。

最後に、小学校に進学するに当たっての保育所などと小学校の連携につきましては、保健福祉部、教育部、双方に関する内容でございますが、総合して教育部からの答弁をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 太田議員の一般質問のうち、教育委員会の所管する

部分について答弁をさせていただきます。

紀の川市では、保育所、幼稚園及び小学校が、子どもたちの系統的な発達等を考慮しながらさまざまな連携事業を推進し、協議することにより、小学校への滑らかな接続を図り、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性を育む教育を推進するため、平成24年度に「紀の川市保育所・幼稚園・小学校連絡協議会」を設置いたしました。

連絡協議会は、保・幼・小、それぞれの長の代表と保護者代表が委員を務め、学校教育課と子育て支援課の職員も委員として加わっております。

連絡協議会に、「交流実践部・合同研修部・開発実践部」の三つの部会を設置して活動いたしており、「交流実践部」では、保・幼・小、相互の理解を推進するため、保・幼と小学校の交流会を公開で開催いたしております。

また、「合同研修部」では、保育士・教員が、お互いに研修を重ねることで資質向上と指導力向上を目指して活動いたしており、今年度は和歌山県発達障害者支援センターから講師を招聴し、「就学前及び就学期における発達障害の理解と施設間連携について」という演題で講演会を実施いたしました。

一方、「開発実践部」では、保・幼と小学校との円滑な接続を図るための一貫した「保・幼・小カリキュラム紀の川スタンダード」を作成いたしております。カリキュラムは、「5歳児」、それから「入学児」の望ましい姿、それと、「1年生」の三つの時期において、「生活する力」・「かかわる力」・「学びの力」について、それぞれ「身につけておきたい力」を記しており、毎年訂正を加えながら活用いたしております。

家庭において、乳幼児期に人との基本的信頼関係が構築できていない幼児もおり、保育所、幼稚園が取り組んでいる心の安定をどう構築していくのが学校現場でも課題となっております。

平成29年度からは、「保育所・認定こども園・幼稚園・小学校連絡協議会」と名を改め、「スタートカリキュラム」の作成に取り組んでおります。スタートカリキュラムとは、小学校へ入学した子どもが、保育所・幼稚園・認定こども園等の遊びや生活を通じた学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し新しい学校生活をつくり出していくためのカリキュラムで、保育所・幼稚園等で取り組んだ遊びや体操、歌などを小学校生活のスタート時期に取り組むことで安心できたり、「できる」、「知っている」といった気持ちを高めることによって新しいことにも積極的に取り組めたりするものであります。

教育委員会といたしましては、今後も連絡協議会の活動を中心に、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校が連携し、子育て支援課・教育委員会学校教育課もかかわりながら、相互の意見交流や情報交換を進めながら小学校への滑らかな接続を図ってまいります。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

私の今回の質問は、「三つ子の魂百までも」というその部分だったんですが、先ほど

お答えいただいた中で、小学校に入学してからそれぞれ子どもたちが切磋琢磨していく、そういう育ち方ということを言われたんですが、そこに行くまでの土台の部分というのを幼児期、幼少期のときにしっかりと育てておくことが最も大事ではないかなと。土台が保育所や幼稚園等、その違いによって土台の部分が大きかったり小さかったりした場合に、やはり小学校に上がったときに、その部分に差が出てくるのではないかなと。

幼少期の教育は、勉強を教えるというよりも、五感を育てる、体験やいろんな経験を通して、自分はどういう個性があるんやろということをやがて見つけるための最初の大切な時期だと考えています。5歳までに音楽、音のことをきっちり習わないと、音痴になる人が、確率が非常に高いと言われますし、幼少期に英語を聞いていると、英語嫌いの子どもたちが非常に少なくなるというかスムーズに英語教育が進むという、そういう話もいろいろ聞いています。

そういう意味で、勉強というのではなく、勉強が嫌いになる前に幼少期にいろんな情報を子どもたちに体験を通して与えておくこと、その部分に保育園も幼稚園も、あるいはその他の幼少期の教育でも、共通した部分を示しておくべきではないかという、そういう意味で質問させていただきました。そのことが、その土台の部分がきちんとできていて初めて小学校で切磋琢磨していけるのではないかなと考えていますが、どうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 上村敏治君。

○保健福祉部長（上村敏治君）（自席） 議員の言われる、就学前の幼少期における情緒、感性、協調性の獲得ということは大変重要なことであり、その後の成長に大きくかわることと思います。そのため、各家庭での子どもに対するかかわりや方針に加え、保育所や幼稚園での生活もまた重要であります。

そういうことから、保育所生活や幼稚園生活に必要なこととして、保育所保育指針や幼稚園教育要領が定められているものです。また、保育所、幼稚園、小学校の連絡協議会では、保育所、幼稚園から小学校への円滑な接続のためにカリキュラムを作成して取り組んでいただいておりますので、議員の御理解をいただきたいと思っております。

なお、今後は、認定こども園制度における幼保連携というところで、保育所、幼稚園の双方両方のよいところを取り入れた制度の導入、移行について検討してまいります。

以上です。

○議長（竹村広明君） 再々質問はありませんか。

〔太田議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

○議長（竹村広明君） 次に、4番 中尾太久也君の一般質問を許可いたします。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答

方式により質問します。

質問の内容ですが、新たな組織機構を進める中での体制への取り組みということです。

この平成30年度よりスタートする第2次紀の川市長期総合計画、実施計画の実現に向け、行政組織機構も改革されます。合併により、本市も12年を迎えようとしています。取り巻く状況はさまざまな課題や状況の変化など、対応が必要となっています。市民サービスの維持向上はもちろんですが、限られた財政、限られた人員で市政を運営していかなければなりません。

この組織機構再編方針によると、現在の組織が抱える主な課題として、1、地方自治体に求められる市民ニーズが年々複雑・多様化し、また権限委譲に伴い、これまで以上に高度な事務事業が増加している。職員数を抑えながら、これらの確に対応し、行政サービスを維持していくためには、職員の能力向上とあわせて高い調整能力を持つ効率的な組織を構築する必要がある。

2番目として、現在の組織体制の基本的な形は、合併時に構築され、年数の経過とともに組織体制は変化しているが、部署間での業務量の偏在は解消されていない。また、このことが事業の重点化や強化のために配置すべき職員の確保を困難にしている。

三つ目として、現在、本庁において職員数が10人未満の少数化が全体の3分の2を占め、定員適正化の取り組みに基づいた職員数の削減を進め、限られた人員で組織を構築する必要がある中、職員配置の面で非効率的な組織となっており、この細分化された組織が業務量の不均衡を生む要因の一つとなっている。

四つ目、現在、運用している係制度については、機動性や柔軟性の高い業務体制を確保する面においては一定の成果が認められるが、各課の分掌事務等に応じた組織の一層の適正化や中間職としての主幹、課長補佐、係長の権限のさらなる明確化が必要となっている。

五つ目、支所、出張所等の出先機関については、これまで段階的に事務事業の本庁集約を検討しているが、今後の支所機能や出先機関のあり方が職員数や組織の動向に大きな影響を与えるため、早急に方向性を決定することが求められる。

以上のように、主な課題が出されています。この課題を解決するために、新たな組織機構の狙いとして、平成30年度からの長期総合計画を担う強い組織を目指していくということです。

この中で、重点項目に定めている、1、重点施策を実施できる組織として、スリムな組織とすることでポストを減らし、余剰人員を重要施策に配置する。2、業務量が平準化された組織として課の単位を大きくし、課長の裁量により最適な人数配分を可能とし、課内での助け合いを推進する。3、政策課題を解決できる組織として、部間をまたぐ政策課題解決のため、政策目標の責任所在を明確にすることで課題解決を図ると、重点項目を定め、長期総合計画を担う強い組織を目指していくとのことでもあります。

このことについて、主な課題や方針の具体的な方策にどう取り組むのかを質問します。

組織の主な課題として、市民ニーズに対する行政サービスの向上を図ることや定員適正

化に基づく職員の配置で、効率的な運営ができるのかということです。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 中尾議員の御質問にお答えいたします。

現在、平成30年度を始期とする第2次紀の川市長期総合計画を推進するための新たな組織機構の構築について、検討を行っているところでございます。

新たな組織機構につきましては、組織機構編成方針に基づき検討を重ねており、市民サービスの維持、向上を目指して、職員数を抑えていく中で効率的な事業が推進できるよう、現行の42課を35課程度に統合し、管理職ポストを減らし、一般職の人数を確保することで市民サービスの水準を維持し、さらに市が推進すべき事業に人員を配置できるように組織機構を検討しているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 今の答弁の中に、42課を35課程度に減らすと、課の単位が大きくなり、課内の業務量も増加する。課長等の負担も増すと思うが、その具体的な取り組みはどのようにお考えですか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 新たな組織機構においては、原則、課に班を設置し、班に班長を置き、班長には、主幹級を配置することを検討しております。

このことにより、指揮系統と責任の所在が明確になり、組織目標の達成に向けて機能する組織が構成され、市民サービスの向上につながるものと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 2番目として、市民サービスの維持向上に対して、市民にわかりやすい組織機構改革になり、部間をまたぐことなくさまざまな行政サービスを1カ所で一度に受けられるワンストップサービスの実現は可能なのでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 市民にとってわかりやすい組織とするため、対象者や事業目的で再編を行い、事務分掌、業務単位で最適な部署へ移管し、所属官庁の枠を超えた組織を構築し、縦割りの弊害を排除するような組織を構築するため検討を行っているところでございます。

また、総合窓口によるワンストップサービスについては、業務量調査結果を踏まえた外部委託等民間活力の導入を今後検討する予定となっており、紀の川市の現状に合った総合窓口について、あわせて継続的に検討してまいりたいと考えております。

なお、今回の組織機構においては、可能な限り関連部署を同一フロアに配置し、市民サービスの維持、向上につなげるよう検討しているところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 再質問として、ワンストップサービスについて、外部委託等民間活力を導入するとあるが、どういう委託等を考えているのか。また、先ほどから議員間でも出ております部間をまたぐ政策課題解決のため、政策目標の責任所在をどのように明確するのかということです。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（自席） 外部委託等民間活力の導入につきましては、今後の検討課題であります。現時点においては、体育施設への指定管理者制度の導入や窓口業務の委託等について検討しているところでございます。

また、部間をまたぐ政策課題の解決については、長期総合計画を総括している企画部において、施策等の進捗管理を行いながら推進してまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 平成20年3月に、第1次紀の川市長期総合計画を策定し、平成20年度から平成29年度までの10年間、まちづくりの基本方針を示した基本構想を実現するための具体的な取り組みを盛り込んだ基本計画及び実施計画に基づいて、各地域の特性や独自性を大切にしながら、市民一体となってまちづくりに取り組み、安心・安全な紀の川市ができております。

このたび、新たな組織機構は、第2次長期総合計画を推進していくために見直すものと考えますが、この計画の推進に向けての市長の考えをお聞かせください。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 中尾議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

今回の組織機構改革は、現在策定中の平成30年度を始期とする第2次紀の川市長期総合計画を着実に推進するために見直しを行うものでございます。新しい組織体制になることで、長期総合計画が着実に推進されるものと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 続きまして、重点的に取り組むべき施策に人員を集团的に配置するなど、長期総合計画、実施計画など増員した人員の配置はどのように考えておりますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） 第2次長期総合計画及び平成30年度行政組織機構改革等について、現在、詳細な部分について調整を行っているところでございます。来年度重点的に取り組むべき事業が確定した際には、その担当部署に対しまして、正規職員、臨時職員、外部委託等、どの形態が一番効率的で効果が上がるか考慮し、人員配置に反映したいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 次ですけども、この業務量の一体把握による適正な職員配置、業務委託や臨時職員への置きかえの可否、また再任用職員への活用も含め、どのように調査結果を反映するのか。

その結果、財政的な人件費の削減や局所的超過勤務による職員の負担の軽減といった効果がどのようにあらわれるのか。また、超過勤務を抑制する具体的な取り組みはどのように考えておりますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） 平成28年度に実施した業務量調査は、効率的で効果的な組織、人事を実施するための行政経営システムを構築するために実施されたものでございます。

業務量調査の主な取り組みは、各課の現行業務の全ての事業を洗い出し、ヒアリング等を通じて業務における課題の整理と解決の方向性の取りまとめを実施しておるところでございます。

調査結果では、専門性の高い業務に加え、専門性が低い定型業務にも多くの正規職員がかかわっていることが判明したため、外部委託可能業務や正規・非正規職員の役割分担の整理に伴う臨時職員や外部委託への置きかえの提言がなされおるところです。現在、各課に対しまして、臨時職員や外部委託等への実現可能性の照会を行っているところでございます。

次に、再任用職員への活用の部分であります。本市では再雇用という形で定年退職後の職務従事の希望調査を行った上で雇用しております。業務量調査結果にも再雇用者の活用がうたわれていることから、市役所全体の職員の配置を考慮しつつ、できる限り知識、経験が生かせる部署を中心に配属していきたいと考えており、業務量調査結果を受けた職員適正化計画による人件費の削減に努めていくとともに、業務量の平準化につなげ、局所的超過勤務をできるだけ少なくしたいと考えております。

また、超過勤務を抑制する具体的な取り組みとしては、平成28年度から「超過勤務・休日勤務取り扱いに係る運用方針について」を改定し、超過勤務における事前命令の徹底、週休日の確保のための週休日の振りかえ、また、7月から9月の3カ月間は、超過勤務縮

減月間実施要領に基づく水曜日のノー残業デーの徹底、平成29年度からのプレミアムフライデーの定時退庁、所属長の見守り等、さまざまな対策と職員自身の意識改革を進めたことで、平成27年度に比べ超過勤務手当が減少しておるところでございます。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） ただいまの答弁の中で、平成27年度に比べて超過勤務手当が減少しているということですが、平成27年度当初の職員数は、正規職員568名、臨時・非常勤職員286名、合計854名、平成28年度当初の職員数は、正規職員547名で、前年度より21名の減、臨時・非常勤職員298名で、前年度より12名の増、合計845名で、平成27年度より9名減となっております。

職員が減少している中でも、超過勤務を抑制するために具体的な方策はどのように考えておりますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） 権限委譲や住民ニーズの多様化・高度化により、業務は増加傾向にある中で、行財政改革による人件費削減も引き続き進める必要があります。合併以降は、職員適正化計画を策定し職員数を削減している中で、平成28年度実施の業務量調査結果を反映し、業務量の平準化を行いたいと考えております。

今後も、各職員のマネジメントにより一層の事務の効率化を進め、ターゲットを絞った研修を行うとともに、職務に必要な知識及び技能の向上につなげる執務能率の増進を図ることで超過勤務を抑制していきたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 5番目として、退職職員の再任用についての今後の見通しです。

経験豊富な再任用職員を活用し、行政サービスの低下を招くことなく、職員数の削減は行えないものかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） 平成25年度以降、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、定年退職する職員が年金支給開始年齢に達するまでの間、再雇用職員等の制度を活用し雇用に努めるよう国から通知があり、毎年、再雇用職員等の職務従事の希望調査を実施しておるところでございます。

また、定年退職後に再雇用職員として職務従事される皆様は、長年公務に携わってこられた方ですので、「知識、経験が豊富で、何事も落ちついて対処でき、視野が広い」方々であります。再雇用される皆様の意向を尊重しながら、全体の職員数が減少する中でも各

課の業務量の平準化を進めることにより、行政サービスの低下を招くことなく活躍していただけたらと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 現在ある支所や生涯学習施設など、出先機関において職員数は60数名いるが、再任用は1名だけです。退職後、再任用職員として再雇用された人は、地元に近い支所や生涯学習施設などの出先機関において、市民サービスに努めていただくのがいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） 先ほども申し上げましたが、再雇用職員として従事される皆様は、知識、経験が豊富でございます。その知識や経験について、本庁だけでなく地元に近い支所や生涯学習施設などの出先機関においても力を発揮していただけるものと考えておりますので、出先機関での配置も検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 6番目として、非常勤職員の同一労働同一賃金に基づく非正規職員の処遇についての検討はどうしていくものでございますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） 地方公務員の臨時・非常勤職員は、総務省のまとめでは、総数が平成28年度現在で約64万人と年々増加しており、また教育、子育て等さまざまな分野で活用されていることから、現状において地方行政の重要な担い手となっております。

このような中、臨時・非常勤職員の定義づけが明確でない任用も全国的には見受けられ、適正な任用、勤務条件を確保することが求められてきております。

国においても、適正な任用等の確保や会計年度任用職員に対する給付の規定の整備をすることにより、非常勤職員の処遇改善の方向性が示されてきております。

今後、この国の方針や他市町村の動向等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（質問席） 平成29年度当初の職員数が、正規職員は550人で、臨時・非常勤職員が294名と聞いていますが、正規職員と臨時職員の処遇がかなり違っております。この臨時職員について、処遇改善についての考えはどうなりますか。

○議長（竹村広明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 金岡哲弘君。

○総務部長（金岡哲弘君）（自席） 臨時、非常勤職員の処遇改善につきましては、直近では平成28年度に近隣の市町村を調査し、均衡を図るため見直しを行ってございます。今後におきましても、社会情勢や国の方針、他市町村の動向等を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村広明君） 再質問はありませんか。

〔中尾議員「ありません」という〕

○議長（竹村広明君） 以上で、中尾太久也君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本日予定されておりました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次会は、あす9月6日、水曜日午前9時30分より再開いたします。

お疲れさまでした。

（散会 午後 2時04分）